

整理番号 1-7-04-01

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	プリンターインク購入		
年月日	平成31年4月13日～平成	年月日	金額 3,750円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

ヨドバシカメラ
MM上野 電話番号03-3837-1010
領収書

様

お問合せセンター番号
2513-1303-775212
2019年04月13日
14時20分

販売担当者

印刷税申告納
付につき四谷
税務署承認済

お買上明細
キヤノン 4960999918495 7,500
BCI-351XL+350X 1点

合計 7,500
(内消費税 555 含む)

現金支払い額 7,500
(内消費税 555 含む)
お預かり額 8,000
つり銭 500

支払者: 鈴木 澄美

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	7,500円	1/2	3,750円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-04-02
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	富士市商工会議所青年部との情報交換		
年 月 日	平成31年4月15日～平成 年 月 日	金 額	5,000円

目 的	富士商工会議所青年部における活動状況と政策提言について意見交換
使 途	情報交換会登録料
政務活動・ 県政との 関連性	県が進める観光振興のうち、主催者が進めてきた工場夜景などの政策提言により、官民連携による施策の実現を確認する。

《領収書貼付枠》

領 収 書

平成 31 年 4 月 15 日

鈴木 澄美 様

金 6,000 円




但し、富士商工会議所青年部 情報交換会 登録料として
上記金額を領収しました。

富士商工会議所青年部
会 長 渡辺真一様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	(6,000円)	/	5,000円
	5,000円	100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)</p> <p>平成31年4月15日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木 澄美</p>						
活 動 名	富士市商工会議所青年部との情報交換					
活動概要	<p>1 参加日時 平成31年4月15日午後7時より午後9時まで</p> <p>2 場 所 ホテルグランド富士</p> <p>3 参加者 富士市長外市幹部職員、富士市商工会議所会頭ほか役員、地元選出国會議員・県議會議員、県内商工会議所青年会議所役員ほか</p> <p>4 内 容 商工会議所青年部の活動状況と政策提言について意見交換</p> <p>※ のため、按分率は、1/2・1/3・ / とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容		
	会費	5,000	1-7-04-02	情報交換会登録料		
	合 計	5,000				
備 考	添付書類：会議案内通知 会議次第・会議資料					

静岡県議会議員
鈴木澄美 御中

富士商工会議所青年部
会長予定者 渡辺 真一様

富士商工会議所青年部
平成31年度 情報交換会・懇親会ご臨席のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当青年部の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記情報交換会・懇親会を下記のとおり開催致します。
つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、何卒ご臨席賜りますようお願い申
し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成31年4月15日(月) 19時00分より
2. 会 場 ホテルグランド富士 (富士市平垣本町8-1 電話61-0360)
3. 内 容 平成31年度情報交換会・懇親会 (孔雀の間)
4. 懇親会費 6,000円 (当日、受付にて頂戴いたします)

※出欠席のご返事を、4月5日(金)までに下記よりご回答下さいますようお願い申
し上げます。

【問合せ先】富士商工会議所 経営相談課 XXXXXXXXXX

~~切り取らずにそのままFAXしてください~~

富士商工会議所(青年部事務局)行 FAX 0545-52-9796

平成31年4月15日開催

富士商工会議所青年部 情報交換会・懇親会に

御出席		御欠席	
団体名		御芳名	鈴木 澄美
役職	議会議員	TEL	34-0623

整理番号 1-704-04

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

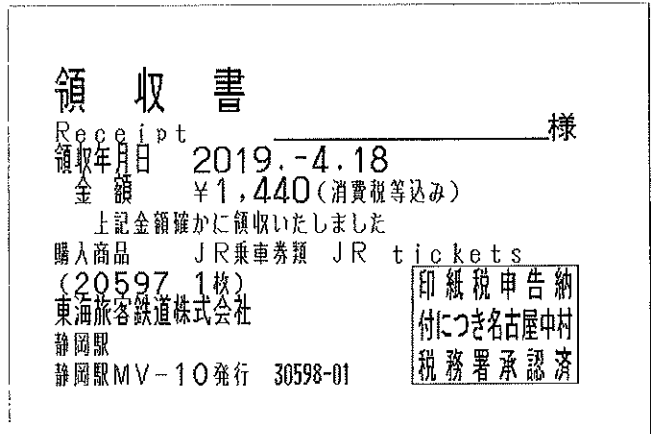
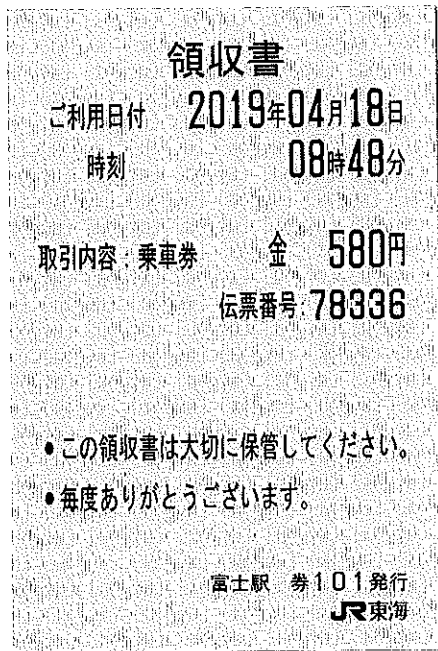
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	特別支援学校学区制度の調査		
年月日	平成31年4月18日～平成	年月日	金額 2,020円

目的	特別支援学校学区制度の調査
使途	交通費（JR富士駅からJR静岡駅）と（JR静岡駅から新富士駅）
政務活動・ 県政との 関連性	特別支援学校学区制度のあり方について



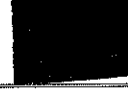
《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	2,020円	100%	2,020円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-04-05
------	-----------


決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	マウス・USBメモリー購入		
年月日	平成31年4月28日～平成	年月日	金額 6,122円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—




領収書兼お買上明細

【ポイント還元祭について】
会員のお客様へ、通常ポイント分は
本レシートに記載。+特別ポイント
分は、後日6月初旬頃に付与予定と
なります。

発行日 2019年04月28日(日) 10:52
店 04299 クロスカーデン富士中央
店

電話 0545-55-5611

担当者: 




No. 04299-011-865452 POS: 011
取引種別: 持帰

パソコン関連 I・Oデータ U3-STD32GR/W 4957180138459	2	¥3,428 ¥200)
パソコンサブライム エレコム M-XGS1088BK 4953103472150	1	¥2,694 ¥200)
合計金額 (内消費税)		¥6,122 ¥453)
現金領収額		¥6,122
お預り (今回お預り金額 お釣り)		¥6,226 ¥1,000) ¥104

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動	6,122円	100%	6,122円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-04-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話およびデータ通信費		
年月日	引き落とし日 令和1年5月31日	金額	2,529円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和1年5月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円 消費税(8%) 488円 合計 6,598円 特記事項：選挙期間7日分を該当期間から外した	

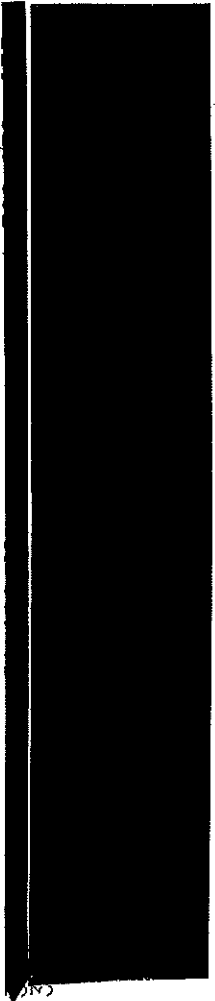
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用との按分	6,598円	(1/2)*(23/30)	2,529円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-4-6



1-05-31 BF *7,313 トヨモ ケイダイ



Handwritten notes or signatures in the bottom right corner of the page.

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2019年4月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,313円 (541円)
振替日 TRANSFER DAY	2019年5月31日(金)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2019年4月末現在)	継続利用期間は、4月末で7年11か月です。タイプX1にねんご契約期間は3か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「バケットパックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----

*** ドコモからのお知らせ ***

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

2019年7月より、口座振替・請求書払いで個人契約のお客さまを対象に、奇数月(1・3・5・7・9・11月)の請求が5,000円未満(税込)で一定条件を満たした場合、翌月(偶数月)に合算して請求させていただきます。これまでどおり毎月の請求を希望の場合は、「翌月合算請求拒否」をお申し出ください。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *	
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *	
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

本書は電子文書です。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
◆ [REDACTED]		ご利用期間 (4/1~4/30)		
◇基本使用料 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)		合算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料	1,268,802KB (1.3GB)	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	spモード利用料		合算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)		合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
	667	Xiカケ・ホーダイ定額料	4月ご利用分	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
	-20	eピリング割引料	4月請求分	合算
◇消費税等相当額 (計) 541	541	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計×8%
◇合計 7,313	7,313	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、4月末で	7年11か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,772円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
		○ステージのお知らせ		
		4月末のステージは、	2ndステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	1-7-04-07
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成31年4月8日～平成31年4月30日	金額	49,875円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用																
使途	平成31年4月分給与																
政務活動・ 県政との 関連性																	
<<領収書貼付枠>> 給与明細書 平成31年4月分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>給与</th> <th>手当</th> <th>支給総額</th> <th>控除</th> <th>差引支給額</th> <th>受領印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>99,750</td> <td>0</td> <td>99,750</td> <td>0</td> <td>99,750</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">雇用時間数 105.0h × 単価 950円 = 給与総額 99,750円 99,750 × 1/2 = 49,875円 (政務活動費充当)</p>				氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印		99,750	0	99,750	0	99,750	
氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印											
	99,750	0	99,750	0	99,750												

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	99,750円	1/2	49,875円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
9	火	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
10	水	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
11	木	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
12	金	7	政務調査支援、週末市内行事への参加準備ほか
13	土		
14	日		
15	月	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
16	火	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
17	水	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
18	木	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
19	金	7	政務調査支援、週末市内行事への参加準備ほか
20	土		
21	日		
22	月	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
23	火	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
24	水	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
25	木	7	政務調査資料整理、帳簿類への記入、関係者への連絡
26	金	7	政務調査支援、週末市内行事への参加準備ほか
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
計		105	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 31年4月30日

会派・議員名 自民改革会議 鈴木澄美 印




[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [52時間30分] × 単価 [950円] = 49, 875円

②総支給額 [99, 750円] × (B) / (A) = 49, 875円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	1-7-04-08
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	49,500円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	平成31年度4月分賃借料 (水道光熱費、ファックス・コピー等使用料、駐車場分を含む)
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領収書はそれぞれ発行

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	99,000円	1/2 50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-4-8

領 収 証

平成31年4月30日

印 紙
円

鈴木 澄美 様

¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、4月分事務所賃料
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料




内 政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)
訳 事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円
上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2
株式会社 富士不動産センター
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹

割り印 キトリセン

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4月16日	田子の浦海岸防砂堤不具合調査要望	自宅-県庁 (往復)	96
4月18日	特別支援学校学区調査 (往路)	自宅-JR 富士駅 (往復)	20
4月18日	特別支援学校学区調査 (復路)	自宅-新富士駅 (往復)	16
4月19日	田子の浦海岸防砂堤不具合現地調査	自宅-田子の浦海岸 (往復)	20
4月22日	富士山こどもの園事業について調査	自宅-県庁 (往復)	96
4月24日	富士岡地先交差点改良協議	自宅-富士土木事務所 (往復)	16
4月24日	富士市長ほか幹部と平成31年度予算説明	自宅-富士市役所 (往復)	14
4月26日	県富士山世界遺産センター春期特別展視察	自宅-富士山世界遺産センター (往復)	38
合 計			316

整理番号	1-7-04-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 ふじ環境倶楽部 年会費		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	166円

会の趣旨・目的	環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動
会の活動内容等	田宿川・和田川・松原川・沼川等河川愛護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。
政務活動・県政との関連性	リバーフレンドシップに長く関わってきたことで、県行政との橋渡しを果たしてきた市民団体を通じて、県施策の評価を確認する。

《領収書貼付枠》
対象期間 平成31年4月1日から平成31年4月30日まで

$2,000円 \times 1/12ヶ月分 = 166円$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ 定款 ）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	166円	/	166円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 1-8-07-01

法 裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
-----	-------	-------	-------

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人 ふじ環境倶楽部 年会費		
年 月 日	平成30年 7月 7日~平成 年 月 日	金 額	1,666円

会の趣旨・目的	環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動
会の活動内容等	田沼川・和田川・松原川・沼川等河川保護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。
政務活動・県政との関連性	リバーフレンドシップに長く関わってきたことで、県行政との橋渡しを果たしてきた市民団体を通じて、県施策の評価を確認する。

〈領収書貼付枠〉
対象期間 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
2,000円 × 10/12ヶ月分 = 1,666円

H31年度
2,000円 × 2/12ヶ月分 = 334円

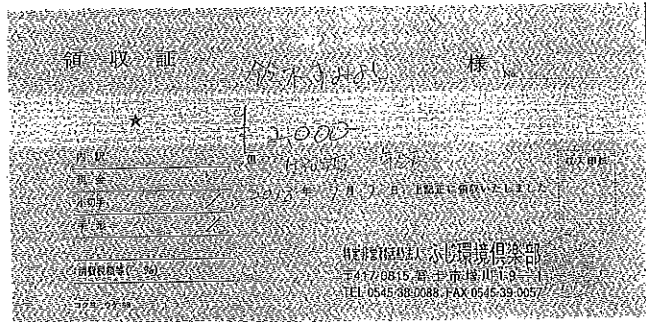
H31年度 + 月分決算 2,000円 × 1/12ヶ月 = 166円

R2年度5月分決算 2,000円 × 1/12ヶ月 = 166円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	1,666円	100%	1,666円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市増川119番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、富士地域(富士市及びその周辺地域)の自然及び社会的な地域資源を掘り起こし、また磨き上げるとともに、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域で誇りを持って働き、暮らしをいける資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 富士地域の自然及び社会的な地域資源(以下「富士地域の地域資源」という。)の調査、整理、広報に関する事業
 - ② 富士地域の地域資源を活用したまちづくり計画の策定、提案に関する事業
 - ③ 富士地域の地域資源を活用した現場でのまちづくり活動の推進に関する事業
 - ④ まちづくりに関する勉強会の開催等、人材育成に関する事業
 - ⑤ 富士地域の市民団体等のネットワークの構築及びその活動推進に関する事業
 - ⑥ ①~⑤の事業を進める上で必要な行政、企業、市民のパートナーシップ形成に関する事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1-7-4-10

1-7-4-10

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、推進会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団等が推進会員になるときは、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 個人推進会員
この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者。

- (2) 一般会員
この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しない者。

- (3) 団体推進会員
この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有するもの。

- (4) 団体一般会員
この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同し、自ら進んで知恵を出し、汗を流し、活動することに同意したものでなければならぬ。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等とその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名する事ができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品の不運還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 理事 (代表及び副代表含む) 3人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選により定める。

- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

- 5 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならなければならない。

(役員の仕事)

第15条 代表は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐して業務を掌握し、代表があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表がかけたときはその職務を代行する。

- 3 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に關し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または退任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、選滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任する事ができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支えられなくなり認められるとき。
 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置く。

- 2 顧問はこの法人の運営等について専門的な立場からアドバイスできる有識者とし、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、推進会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 役員選任または解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 役員報酬
- (9) 資産の管理
- (10) その他にこの法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 推進会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表が推挙する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、総推進員数の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した推進員数の8分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した推進員数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

3 理事または推進員が総会の目的である事項について提案した場合において、推進員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各推進員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の推進員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した推進員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 推進員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した推進員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、推進員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会及び運営委員会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 運営委員会の組織及び運営
- (4) 暫定予算
- (5) 予算費の配定及び使用
- (6) 総会に付随すべき事項
- (7) その他運営に関する事項

(理事会の運営)

第34条 理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

(運営委員会)

第35条 この法人は事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、法人が行う事業全般について、理事会の議決に基づき、企画、調査、研究し、事業を遂行する。

3 運営委員会の組織及び運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、その事業年度の開始する日の10日前までに理事会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席推選員数の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の登記を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項 (役員の変更に関する事項を除く)

(7) 会費に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他の当該他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項 (剰余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席推選員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(剰余財産の帰属)

第49条 この法人が解散 (合併または破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席推選員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 個人推選員 入会金 3,000円 年会費 2口以上 (1口 2,000円)

(2) 個人一般員 入会金 1,000円 年会費 1口以上 (1口 2,000円)

(3) 団体推選員 入会金 20,000円 年会費 1口以上 (1口 5,000円)

(4) 団体一般員 入会金 なし 年会費 1口以上 (5,000円)

1-7-4-10

(別紙)



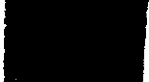
設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表	佐野 毅
副代表	小池 智明
副代表	中澤 洋子
理事	太田 真弓
監事	佐藤 雄蔵

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。
平成29年7月19日

静岡県富士市増川19番地の1
特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 法人印
理事 加藤 裕一

整理番号	1-7-04-11
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車 (自賠責)		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	538円

目的	政務活動における自家用車の整備
使途	自賠責保険料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動全般の移動手段

《領収書貼付枠》

H31年度4月分 $25,830 \times (1/24) = 1,076$ 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用の按分	1,076円	1/2	538円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

H30年度 H31年度 決算

様式第1-1号

会派代表者	1-11-05-04
経理担当者	
経理責任者	
経理担当者	

支出証書 (会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	内容	年月日	金額
調査研究費・研修費・印刷広報費・郵送料・新聞紙費・会議費・資料作成費・会議費・事務費・人件費			
自動車車検 (自賠責とオイル交換)		平成29年5月17日	5,830円

目的	用途
政務活動における自家用車の整備	
自賠責保険料とエンジンオイル交換	
政務活動・県政との関連性	政務活動全般の移動手段

《領収書貼付枠》
 自賠責保険料 H29.6月～H30.3月分充当
 25,830円 × 1/2ヶ月 = 10,762円
 エンジンオイル交換代 (オイル代2,980円とフィルター交換1,296円) 4,276円
 10,762円 + 4,276円 = 15,038円
 15,038円 × 1/2 = 7,519円
 H30年度 4月～3月
 25,830円 × 1/24ヶ月 = 1,296円
 H31年度 4月～3月
 25,830円 × 1/24ヶ月 = 1,296円
 自賠責保険料 H31年度5月分充当

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用の兼分	15,038円	1/2	7,519円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成29年5月17日
 自民改革会議 代表者 鈴木 澄美
 経理責任者 鈴木 澄美
 経理担当者 鈴木 澄美

車種	軽自動車
型式	DA71
年式	平成29年
登録番号	DA71-5118

年月日	金額
平成29年5月17日	5,830円

自動車検査費
 自賠責保険料
 エンジンオイル交換

平成29年5月17日

平成29年5月17日
 自民改革会議 代表者 鈴木 澄美
 経理責任者 鈴木 澄美
 経理担当者 鈴木 澄美

車種	軽自動車
型式	DA71
年式	平成29年
登録番号	DA71-5118

年月日	金額
平成29年5月17日	5,830円

自動車検査費
 自賠責保険料
 エンジンオイル交換

平成29年5月17日

1-7-4-11

領収書 (領収書代用) No. 155121
 鈴木 澄美
 平成29年5月17日
 金額: 25,830円

品名	数量	単価	金額
自動車検査費	1	5,830	5,830
自賠責保険料	1	20,000	20,000
合計			25,830

11-5-4
 $1076 \times 1/2 = 538$
 $1076 \times 1/2 = 538$